

第461回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和8年5月28日（木）
- 2 開催年月日 令和8年6月23日（火）午後1時30分から午後2時6分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館 5階 大会議室
- 4 出席者
委員（10名）
亘理 榮好 委員、島田 悦作 委員、砂田 光保 委員、畠山 康男 委員、天野 勝文 委員、
菊地 克昌 委員、平井 俊朗 委員、菊地 敏克 委員、大村 文雄 委員、山崎 義広 委員
[欠席5名：斎藤 千加子 委員、小川原 泉 委員、熊谷 正樹 委員、小林 洋介 委員、
川戸道 達三 委員]
岩手県（16名）
森山技監兼水産担当技監、工藤技術参事兼水産振興課総括課長、藤原漁業調整課長、鈴木振興担当課長、中野特命課長、熊谷主任主査、前川技術専門幹、遠藤技師、阿部技師、
佐々木技師、阿部水産技術センター所長、志田沿岸広域振興局水産部長、佐藤県北広域
振興局水産部長、野呂漁業取締事務所長、野澤大船渡水産振興センター所長、太田宮古
水産振興センター技術企画指導監
事務局（3名）
遠藤事務局長、藤原事務局次長、渡邊主任
傍聴者（0名）
報道関係者（1名）
- 5 委員会の議事
第1号議案 令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について（諮問）
第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
- 6 報告事項
令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について
- 7 委員会の経過
遠藤事務局長
それでは定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。
亘理会長
ただ今から、第461回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、本当にありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、県からの諮問2件となっております。そのほか、報告事項が1件ございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

遠藤事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

亘理会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、斎藤千加子委員、小川原泉委員、熊谷正樹委員、小林洋介委員、川戸道達三委員の5名が欠席でございますが、10名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

議事録署名委員として、菊地敏克委員と島田悦作委員をお願いをいたします。

亘理会長

それでは、第1号議案「令和8管理年度における岩手県の特水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

遠藤事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、令和8管理年度における岩手県の特水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について（諮問）。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣から、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ、8ページに抜粋しておりますので御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、漁業法第15条第1項で、農林水産大臣は、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）を定めること、同条第4項で、農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めたときは、当該都道府県知事に通知すること、同法第16条第1項で、都道府県知事は、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）

を定めること、同条第2項で、都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが、それぞれ規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。令和8年6月9日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求める旨、記載されております。

2ページ以降に、知事管理漁獲可能量の案等について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

藤原漁業調整課長

県水産振興課の藤原と申します。それでは第1号議案について、御説明させていただきます。恐れ入りますが、これ以降着座にて説明させていただきます。

それでは、3ページから4ページの文書の写しを御覧願います。まず3ページを御覧ください。こちらの表は農林水産大臣から、令和8年7月1日から令和9年6月30日までの令和8管理年度における、まさば及びごまさば太平洋系群の岩手県漁獲可能量を示してございますが、前年比19%減の4,700トンとなっております。

また、4ページを御覧願います。令和7年7月からステップアップ管理対象資源として管理が始まりました、まだら本州太平洋北部系群の岩手県漁獲可能量は「試行水準」とする通知がございました。なお、「試行水準」とは、国の資源管理基本方針において定められておりまして、今回のまだらのように、速やかに的確な漁獲量等の報告、収集を行う体制が十分確立されていない場合や、漁獲量の推移等当該資源の漁業実態が十分に把握されていない場合は、TAC管理に係る取組を段階的に導入していくものとし、都道府県別漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階ということで、今回、「試行水準」として設定されております。

次に、5ページを御覧ください。こちらは、岩手県資源管理方針になります。この方針の第2で知事管理区分は、水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしており、第3で漁獲可能量の配分の基準を定めることとしております。

次に、6ページをお開きください。まさば及びごまさば太平洋系群の具体的な資源管理方針を示す別紙1-8でございます。この第2で、まさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で、95パーセントを岩手県まさば及びごまさば太平洋系群漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとされてございます。

次に、7ページをお開きください。まだら本州太平洋北部系群の具体的な資源管理方針の別紙1-9でございます。第2でまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業に対し、第3で全量を岩手県まだら漁業に配分するとあります。

お手数ですが戻りまして、2ページを御覧ください。こちらは、知事管理漁獲可能量を示す案文でございます。表の左側から、特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理

の手法は、記載のとおりでございます。まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量は、95 パーセントに当たる 4,465 トンを同漁業へ配分し、県の留保は残り 235 トンと定めようとする案でございます。また、まだら本州太平洋北部系群については、先ほどお示しましたとおり、国の通知と同様に「試行水準」とするものでございます。

なお、今回お示した案文は漁獲可能量の当初設定ですが、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催されました第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

説明は以上となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(島田委員 挙手)

島田委員

岩手県立大学の島田です。ちょっと私の方から4点ほど質問させていただきます。漁師の方が収入を確保する観点からお聞きするんですけど、漁獲量を年間通じて管理するということで、視点が違うんですが、付加価値を高くする、ブランド化を図るという観点でお伺いするんですけど、やはりある程度成長してから漁獲して収益を確保できるということで、若いさばの漁獲量を減らすことはどのように考えているのか、どういう議論があって、具体化する見込があるのか。関連して、産卵親魚を十分に残す、将来の漁獲を確保する視点が問われると思いますが、そういった取組、計画についてお伺いしたい。それから、脂の乗る時期に限定して漁獲することについて考えられているのか。それとサイズですね、成長する前に小さいサイズで獲ってしまうと、価値が下がるということが考えられます。そういったことで脂の基準を設けるといことなのか、その辺りにについてお伺いしたいと思います。

藤原漁業調整課長

御質問ありがとうございます。小さいさばのブランド化と脂の乗る時期に漁獲といった御質問だったと思いますが、今回配分しているまさばの漁獲方法なんですが、本県では基本的に定置網ということで、選択的に漁獲する漁業というより、その時期に岩手県沖合に來たまさばを漁獲するという漁業になります。従いまして、なかなか漁獲の段階で選択というのは難しいかもしれないですが、その中で獲れた魚を先生が仰る通り、少しでも付加価値をつけて、その安い小さな魚をうまく売っていくことは、今後も大事な取組と考えております。

島田委員

その辺りなんです、これまで、慣習的に漁業者が採用してこられた定置網漁法について、なかなか変えることは難しいということは理解できるんですけど、一方で、県として、中長期的視点に基づいて、投資は考えられているのか、投資が必要じゃないかということでお伺いしたい。

藤原漁業調整課長

現状では、定置網という本県漁業を支える漁業で、さけやするめいかといった主要魚種が不漁であるなか、さば、いわしは非常に重要な魚種となっております。現状としては、そういった魚種をしっかりと漁獲して、漁業を守っていただきながら、御提案いただいたような、新たな漁業についても同時に今後考えていきたいと思っております。

亘理会長

島田先生よろしいですか。ありがとうございます。他にございませんか。

(平井委員 挙手)

平井委員

これから、TAC魚種がどんどん増えていくわけですけど、以前に説明があったかもしれないですが、まだらが、今年度は試行水準ということで、具体的にはどのような管理の仕方をしていて、それがデータの収集体制ができたところで、他の管理になると思うんですけど、そこに向けての道筋というのはどういうふうになるのか、他の魚種もこれから同じやり方が当てはめられていくわけですね。ちょっと教えてください。

藤原漁業調整課長

試行水準のところですが、説明でも申し上げたとおり、現状ではまだ、速やかに的確な漁獲量の報告や収集は難しいということで、このステップアップの段階で、その体制を十分作って行くことが重要になります。まだらにつきましては、刺し網で獲るのもありますけど、底はえ縄の部分につきましては、県北の方では委員会指示で届出漁業が導入されてございますけど、県北以南につきましては、現状、自由漁業ということで、何隻の船がどのくらいの量を漁獲しているかはわかるんですけど、どういった人が船を出しているのか現状わからない状況でございます。そのような状況ですので、今後調査するなり、最終的には、例えば委員会への届出漁業とするとか、そのような管理の仕方を、現在のステップ2の中で考えていくという手順でございます。

平井委員

ということは、今年度、まだらに関しては、漁獲量の報告だけをしていくという理解ですか。

藤原漁業調整課長

漁獲量の報告はいただいているので、今、検討しているのは、今後、各漁協さんにお聞きして、現状で組合で何人、何隻が操業しているか具体的な中身について、今後、調査しようと考えています。

平井委員

それは任意でなくて、半ば強制的にお願いするというふうになるわけですね。

藤原漁業調整課長

現状では任意ということで、強制力がございません。県からお願いして調査する形になります。

平井委員

ありがとうございます。

亘理会長

よろしいですか。ありがとうございます。その他ありませんか。

(「ありません」の発声)

亘理会長

ご意見なければお諮りします。第1号議案、令和8管理年度における岩手県の特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群)の漁獲可能量について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

亘理会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

亘理会長

続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程します。事務局から説明をお願いします。

遠藤事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、知事許可漁業の制限措置等について(諮問)。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第10号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の6ページから9ページにかけて抜粋して整理してございます。

初めに、6 ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第10号のすくい網漁業が対象となります。

資料9 ページを御覧願います。漁業法の抜粋ですが、漁業法第42条第1項では、都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。

それでは、1 ページを御覧願います。令和8年6月15日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2 ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

藤原漁業調整課長

水産振興課の藤原です。引き続き、よろしくお願いいたします。それでは、知事許可漁業の制限措置等について御説明いたします。初めに、資料4 ページをお開き願います。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶の数など、上段の表に示す制限措置として定め、その内容をあらかじめ公示することとされてございます。

今回お諮りするのは、(3)の1つ目の表の、操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類のうち、9 すくい網漁業、でございます。

今回の諮問の対象となる、漁業に係る制限措置について御説明いたしますので、次の5 ページをお開きください。5 ページに記載しております、2 制限措置のうち、許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について、を御覧願います。すくい網漁業には、しらうお、しろうおを目的とする、しらうお、しろうおすくい網漁業と、いかなごを目的とする、すくい網漁業（しらうお、しろうおすくい網漁業を除く。）の2種類がございます。

1つ目の表の、しらうお、しろうおすくい網漁業についてですが、現在の許可数が久慈管内7件、大船渡管内2件の9件に対し、今回、久慈管内7件、宮古管内5件、大船渡管内2件の計14件の要望があったところでございます。

2つ目の表の、その他のすくい網漁業についてですが、現在の許可数が久慈管内1件に対し、今回、久慈管内1件、宮古管内3件の計4件の要望があったところでございます。

このことを受けまして、公示する許可の数について検討させていただきましたが、しらうお、しろうおすくい網漁業の対象魚種であるしらうお及びしろうお、その他のすくい網漁業の対象魚種であるいかなごのいずれも漁獲量が減少し、近年は非常に低位で推移

しており、特に、しらうお、しろうおについては過去3か年の漁獲量が0となっていることから、現状では、許可数を増やして、漁獲努力量を増やす状況にはないと考えまして、業界団体からも、この件について意見を伺ったところ、同様の見解が寄せられたことも踏まえまして、現在の許可数を許可枠として公示するものでございます。

ただ今、御説明した漁業に係る制限措置につきましては、資料2ページから3ページに公示案をお示ししておりますので、併せて御確認ください。

説明は以上となりますが、今回の公示に当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(山崎委員 挙手)

山崎委員

宮古市なんですけれど、5ページの許可の要望数と許可の数なんですけど、やはり実績主義かなにかですか。増やす内容ではないというお話のようなんですけど。

藤原漁業調整課長

申請に基づきまして許可する段階では実績等も関係しますが、現在は、許可の申請を受けるための公示の数を決めるものでして、実績は特段ここには関係ございません。

一方で、先ほど御説明したとおり、現状ですと、過去一番漁獲されたころの1,000分の1というレベルで資源が減っており、近年特に漁獲量が減って、ほとんど獲れないという中で、現在の許可数よりも公示する数を増やすことは適さないであろうという判断のうえで、こういった公示案にさせていただいたものでございます。

山崎委員

了解しました。

亘理会長

ありがとうございます。他にございませんか。

(「ありません」の発声)

亘理会長

ご意見なければお諮りします。第2号議案、知事許可漁業の制限措置等について、異議の無い旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

亘理会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

亘理会長

次に、報告事項に入ります。報告事項について、県から説明をお願いします。

藤原漁業調整課長

水産振興課藤原です。引き続き、よろしくお願いいたします。それでは報告事項、令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について、を御説明しますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降、着座にて御説明させていただきます。

今回、御報告しますのは、今般、国からの追加配分通知を受けまして、令和8年6月10日付けで、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量を変更し、公表しましたので当委員会へ御報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが3ページを御覧ください。こちらは、令和8年5月29日付けで農林水産大臣から知事宛てに、令和8年4月から令和9年3月までの令和8管理年度における、くろまぐろ小型魚と大型魚の本県漁獲可能量の変更通知となっております。

通知の中ほどの表を御願願います。上の表は追加配分になりますが、小型魚は16.3トンの追加配分によって106.8トンに、大型魚は19.1トンの追加配分により108.2トンにするとの通知がございました。下の方の表は、不等量交換、小型魚と大型魚の交換になりますが、こちらは、今回変更はございません。

次に、4ページを御願願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。

めくって5ページを御願願います。こちらに、くろまぐろの具体的な資源管理方針を示してございます。第3の1で、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準を95パーセントを岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとしております。

また、第3の2において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用するとあり、漁獲可能量の変更があった場合には、1の規定に基づいて機械的に配分するとされてございます。

次に、6ページを御願願います。第3に記載されている小型魚の配分についても、同様の規定となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、お手数ですが、戻りまして2ページを御願願います。漁獲可能量の変更についての新旧対照表でございます。左の表が変更前の知事管理漁獲可能量、右側が変更後でございます。右側の表の下から2段目を御願願います。くろまぐろ（小型魚）については、先ほどお示した追加配分後の本県漁獲可能量の106.8トンの95パーセントに当たる101.46トン（106.8トンの95パーセント）を岩手県くろまぐろ（小型魚）漁業に、残り5.34トン（106.8トンから101.46トン）を県の留保に充てる変更を行いました。

次に、下の行を御覧願います。くろまぐろ（大型魚）につきましては、小型魚と同様、追加配分後の本県漁獲可能量の 108.2 トンの 95 パーセントに当たる 102.79 トンを岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業へ、残り 5.41 トンを県の留保に充てる変更を行ったものでございます。

戻りまして、1 ページを御覧願います。こちらは、漁獲可能量の通知でございますけれども、先ほど御説明をさせていただきました変更後の内容となっております。令和 8 年 6 月 10 日付けで実施してございます。

漁獲可能量の変更の手続きにつきましては、令和 8 年 2 月 26 日開催の第 458 回海区漁業調整委員会でお諮りしたとおり、令和 3 年 7 月 15 日に開催された第 427 回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保分に配分する場合には、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについて了承いただいたものでございますから、今回、事後の報告とさせていただいたものでございます。

最後に、7 ページは、根拠となる関係法令について示してございますが、今回は説明は割愛させていただきますので、後ほど、お目通し願います。報告は以上になります。

亘理会長

ただ今、県から報告がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の発声）

亘理会長

御意見等がなければ、その他に移りますがよろしいですか。委員の皆様から、共有したい情報等などはございませんか。

（「ありません」の発声）

亘理会長

県から情報提供はございませんか。

藤原漁業調整課長

ございません。

亘理会長

ありがとうございます。事務局からは何か、お願いします。

遠藤事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会は、8 月 24 日月曜日、午前 10 時 30 分から、この会場、岩手県水産会館 5 階大会議室で開催いたします。なお、8 月 24 日当日は、委員会終了後、午後 3 時 30 分から仙台市に移動しまして宮城海区漁業調整委員会委員との交流会を予定しております。後日、詳細は御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

亘理会長

ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、御苦勞様でございました。ありがとうございました。

終了（午後2時6分）
